

平成30年4月26日  
エ ネ ル ギ ー 課

福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業（設備導入事業）補助金  
FAQ（よくある質問）

<地域住民や市町村の参画・連携>

Q1 公募要項1（1）イ「地域住民や市町村が参画・連携する事業であること。」について具体的に示してほしい。

A1 本補助金は、市町村や地域住民等が主体となった地域活性化を目的とした再エネ事業を支援するものです。このため、地域住民等の再エネ事業への出資又は経営参画、あるいは導入事業計画や売電収入を活用した地域活性化計画等の策定への関与を想定しています。

また、「地域住民や市町村の参画・連携」については、具体性や実効性が認められる事業を採択する予定としております。

<FIT制度期間中における売電収入の地域活性化への活用>

Q2 公募要項1（1）ウ（エ）の「固定価格買取制度を活用するにあっては、当該制度における調達期間中、売電収入の全部又は一部を継続して地域活性化に活用する事業であること。」について、基準等を示してほしい。

A2 地域活用化の内容や金額は様々なものが想定されるため、基準等は定めておりません。

また、売電収入の「地域活性化への活用」については、具体性や実効性（継続的な履行の確実性）及びその有効性が認められる内容の事業を採択する予定としております。

なお、本来自社で負担すべき経費と認められる場合には、本補助金の対象とはなりません。

<添付書類について>

Q 3 「設備認定通知書」や「系統連系に関し、電力会社との協議が整っていることを確認できる書類」の写しを提出できない場合、申請は可能か。

A 3 「設備認定通知書」や「系統連系に関し、電力会社との協議が整っていることを確認できる書類」の提出が不可能な場合は、その理由とともに、最新の状況が確認できる書類、「見込み」について書類（議事録等）を添付してください。その内容について、審査します。

<申請書について>

Q 4 50kW以上の太陽光発電事業について申請する場合、実施要領 様式第1号の別紙「事業経費の配分」（その1）、（その2）には、それぞれ何を記載するか。

A 4 実施要領 様式第1号の別紙「事業経費の配分」の（その1）には発電設備、（その2）には蓄電池及び送電線等に要する経費等をそれぞれ記載してください。

なお、上記（その1）、（その2）に記載した内容・金額の根拠資料として、参考見積書（発電設備と送電線等の区分がない場合には内訳を添付）を添付してください。

※参考 ・発電設備（その1に記載）

太陽電池アレイからパワーコンディショナ本体まで  
（附帯設備を含む）

・送電線等（その2に記載）

パワーコンディショナ（本体を含まず）から電力系統まで  
（蓄電池等の附帯設備を含む。）

<過去の申請について>

Q 5 過去に不採択となった事業については、補助の対象となるか。

A 5 事業内容等が不採択となった申請と同一である場合、採択となることはありません。

<太陽光発電設備50kW未満について>

Q6 太陽光発電設備50kW未満で補助対象事業とならないのか。

A6 50kW未満の太陽光発電設備のうち、営農型発電<sup>※1</sup>、フロート式<sup>※2</sup>、斜面を活用した発電<sup>※3</sup>のいずれかで、モデル性<sup>※4</sup>、経済波及効果<sup>※5</sup>、環境配慮型の<sup>※6</sup>事業に限り例外的に対象となる場合があります。なお、補助率は50kW未満の場合、補助対象経費の1/3以内と10万円/kWの低い値とする。

※1 営農型発電とは、農地において新たに（増設ではない）設備を導入し、一時転用の見通しがついている事業。なお、栽培する作物は、牧草以外とする。

※2 フロート式とは、農業用の溜め池や、調整池など、水上で太陽光発電を行うもので、施設の使用許可が下りる見通しがついている事業。

※3 斜面活用した発電とは、傾斜が大きく活用法が見いだせない土地において太陽光発電事業を行うもの。

※4 モデル性が高い事業とは、他の事業の手本になり先進的で優良と認められる事業のこと。（例：市町村や地域住民が事業計画・運営に主体的に参画すること。）

※5 経済波及効果が高い事業とは、本事業を活用し設置する発電設備の施工を県内業者で行う事業のこと。

※6 環境配慮型の事業とは、事業計画の中で本事業を活用し設置する発電設備によって周辺の環境が受ける影響を把握し、その影響に対して有効な対策が認められる事業のこと。

<バイオマス発電について>

Q7 「バイオマス発電（直接燃焼方式）」と「バイオマス発電（ガス化方式）」で補助上限が異なるが、食物残渣等からバイオガスを発生させ発電を行う生物化学的ガス化方式以外に、木質ペレット等を熱分解してガス化して発電を行う熱分解ガス化方式も「バイオマス発電（ガス化方式）」として取り扱われるのか。

A7 お見込みのとおりです。熱分解ガス化方式のバイオマス発電にも「バイオマス発電（ガス化方式）」で補助上限が適用されます。